

近世対馬における全島民による防衛構想——陶山訥庵「鉄炮格式會議条目」を中心に——

佐久間 正

はじめに

近世日本において体制的秩序を支えたのは、兵＝武士と農＝百姓を身分的に分離し、百姓を土地に緊縛するとともに支配身分たる武士が軍事（そして政治）を独占する兵農分離であった。これは長い前史のうち一六世紀末の豊臣政権下で制度化され、徳川政権も踏襲し、一九世紀前半対外的危機意識が高まり従来の軍事のあり方に疑問が提出される（徳川末期に「諸隊」の編制として具体化される）まで、武士のみが武器使用をはじめ軍事に関わる権限を独占していたのである。

本稿ではこのような対馬藩の特異な防衛構想の内容を紹介するとともに、防衛構想の策定とその実施（制度化）の

こうした中、一八世紀初頭の対馬藩にあつては、対馬の地理的位置により幾度となく外寇を被つた歴史を背景として、武士のみに止まらず百姓も鉄炮（火縄銃）で武装させ、全島民を軍事編制に組み込む防衛構想が策定され、実施に移された。そのため、新たに対馬の府中（厳原町）で鉄炮製造が開始され、百姓を対象とする射撃訓練も行われるようになつた。鉄炮製造の財源は新設の税（「郷中用銀」）に求められたが、これに対しては根強い批判と不満が存在し、この「郷中用銀」をめぐる論議からは近世大名の支配の正統性根拠をめぐる問題が浮かび上がつてくる。

過程での論議に孕まれたいくつかの問題について考察する。

この防衛構想の策定と実施に大きく貢献したのが元禄から宝永にかけて郡奉行を勤めた陶山訥庵（一六五七—一七三二）である。彼は対馬農業の最大の害獸である猪を絶滅させ粗放な焼畑である「木庭」を止め集約的な対馬農業を確立すべく農政分野で活躍するとともに、木下順庵の下で学んで以来の朱子学と仏教を結合し、特有の心学を主張したことでも知られているが、本稿はそのような訥庵の思想にまた別の角度から光を当てることにもなろう。

本稿で主たる史料として用いるのは、宝永八年（一七一〇）

二月に陶山訥庵によつてまとめられた「鉄炮格式僉議条目」^②

である。本書は「前書」と上下二巻から成り、「前書」は防衛構想が策定される起点ともいえる宝永二年春の郡奉行三人（陶山訥庵もその一人であった）の論議から、同七年一二月の構想の最終的な策定に至る主要な動きが「年寄」「執政」「家老」とも言われる。その中の農政を担当する役が「郡支配」であり、郡奉行の直接の上司であると郡奉行の間で交わされた公文書の抜粋によつて示されている。それに続く上下二巻は、当時の郡奉行の依頼により、前職であつた訥庵と平田類右衛門によつて、宝永二年、府中で鉄炮製造が開始されて以来の経緯と防衛構想の具体的な内容および今後の展望が上巻一五条、下巻五条の全一〇条にまとめられている。

本稿で取り上げる防衛構想の策定と実施に關しては、その最高責任者であった郡文配大浦忠左衛門（訥庵の郡奉行就任も彼の抜擢によるとされる）のイニシアチブを無視することはできないし、また「鉄炮格式僉議条目」も純然たる訥庵個人の著作とは言えないものであるが、彼の他の著述の内容などから考えて、彼の主張を強く反映するものであることは疑いない。したがつて、そこから訥庵個人の思想を読みとることは十分許されよう。

一 防衛構想の策定とその実施

宝永二年（一七〇五）春、対馬藩郡奉行の平田類右衛門、陶山庄右衛門（訥庵）、米田惣兵衛の三人は、元禄一三年（一七〇〇）冬に開始された猪の絶滅（以下、「殲猪」という大事業のこれまでの経過を振り返り今後の取り組みを検討しつつ、併せて国境の島、対馬の防衛に思いをめぐらし、「御郡中にて食を足し候先務は猪荒しを止め候所と相見へ、兵を足し候先務は鉄炮を増し候所と相見へ候」と論じ合つた。こうして、対馬における鉄炮製造が企図され、郡支配（当時は杉村頼母と大浦忠左衛門の二人である）の許しを得て、鉄炮製造技術を学ばせるため鍛冶棟梁小田孫三郎を堺に派遣し、早くも同年六月には、帰国した孫三郎の手によつて

鉄炮製造が始まった。そして翌年には府中の侍や在郷給人のみならず獵師も対象として射撃訓練が開始された。郡奉行から郡支配にあてた建議の中で、以上の施策をとるべき理由が次のように述べられている——「殲猪」の開始された元禄一二年に郷村の鉄炮を改めたところ、発射不能の「大損じ」が一〇六挺もあった。「殲猪」以前でさえ、八八三人の獵師（勿論、身分は百姓である）のうち使用可能の鉄炮を所持している者は、六、七〇〇人だろうが、今後この「大損じ」鉄炮を廃棄し新しいものに交換しなければ、「殲猪」終了後には鹿狩り・鳥打ち用の鉄炮を持つ者は二、三〇〇人に減じてしまうだろう。これでは「不時之備」にも対応しえない。

宝永六年（一七〇九）一月、將軍綱吉が死去し、家宣（五月、將軍直下）により新井白石が登用され、生類憐れみ令が廃止された。春、対馬では「殲猪」が成功裡に終了した。四月一八日、幕府より田畠を荒らし人馬の災いとなる猪・鹿・狼は、訴え出るに及ばず鉄炮によつて打ち取つてかまわない、獵師鉄炮の増減等も鉄炮改方に告げる必要はない旨の従来の鉄炮統制を改める法令が出された（『徳川実記』。同令は「鉄炮格式會議條目」にもその大要が引かれている）。対馬藩では、同年中、願いのとおり従来の八八三人に加え新たに二〇一人を獵師とした。

宝永七年六月と八月、府中近くの久田で鉄炮の性能を試す六〇問（一町、約一〇九メートル）の「中打」（試射）が行われ、五放に三発が直径三尺の標的に当たればその鉄炮は合格とされた。八月、鉄炮製造が始まつて以来の経過、鉄炮細工人への下知の内容、八郷村々への鉄炮の預け方、星打（町打、射撃訓練）の実施方法、郷中用銀等について詳述して差し出すように、郡奉行は郡支配より命じられた。また夏、小田切勒負以下三人の幕府巡見使が来島した際の応答（この作成には郡奉行とともに既に前年郡奉行を辞していた訥庵も当たる）では、鉄炮製造およびそのための資金である郷中用銀について説明されている。こうして、同年秋から翌年春にかけて、郡支配の指揮の下、郡奉行（前職も含め）を中心へ郷村の鉄炮装備とそれに基づく防衛構想がまとめられることになる。鉄炮製造資金である郷中用銀、鉄炮装備の定数、鉄炮の維持管理、町打の次第など構想の根幹部分は一二月一六日郡支配より郡奉行に書付が下され（この日まだ八郷鉄炮改役は郡奉行の兼帶とされた）、さらにその写しが翌月一五日に八郷奉役に渡され、実施に移されることになつた。以下、これを中心として、鉄炮の製造、新造の鉄炮の郷村への配備と保全・管理、鉄炮装備の定数について述べてみよう。

前述のように、対馬で鉄炮の製造を始めたのは小田孫三

郎（のち春左衛門と改める。彼はこの功により生涯一ヶ年銀一五〇

匁が与えられ、宝永七年二月には特權的町人である「六十人格」

となつた）であつたが、彼に続いて同五年には伝七が堺に

派遣され、鉄炮製造を学んだ。当初、鉄砲鍛冶は小田近蔵

（孫三郎は老年のため息子の彼が任じられた）、宇左衛門、忠兵衛、

伝七、善左衛門、太郎右衛門、利兵衛、大吉（孫三郎の家来）、

近蔵、太郎右衛門が除かれ、利兵衛と大吉は技術が未熟な

ため免ぜられ、善左衛門は鉄砲鍛冶だけでは生活できない

として自らは退き息子九之介を出し、九郎兵衛は生活苦の

ため帰村し、結局、鉄砲鍛冶は宇左衛門、忠兵衛、伝七、

九之介の四人となつた。カラクリ等の鉄炮の金具の製作は

飾師の吉右衛門が行つたが、彼一人では十分ではないので、

堺でその技術を身に付けてきた伝七が、鉄砲鍛冶と台師（銃

床を製作。与五右衛門と松右衛門の二人）の子どもに金具製作

を教えるように命じられている。そして鉄砲鍛冶と台師の

賃金も定められ、それぞれの今後三ヶ年の月別の製作筒数

と台数も定められている。鉄炮細工人の生計については特

に留意されており、例えば百姓の場合と比較して次のよう

に述べられている。

細工人共身持悪く候段は相知れ居候事に候得共、鉄炮

之細工を仕覚居候處を用ひ候には、身持不宜候はゞ、

困窮を救不申、困窮致至極候て細工成兼候様に成行候

ても、其分にて捨置可申様無之、耕作を仕覚御年貢を

被成、困窮致至極耕作之間之食用にも差支候て、作物

出来悪く御年貢を納め兼候様に被成被置候道理無之、

相応に御救被成候と同じ道理にて可有御座候

そして、身持ちが悪いことが判明次第、対馬での鉄炮製造

は中止し、堺・筑前より購入することにすると断じられて

いる。また鉄炮細工人の「下知役」が置かれ（三原半左衛門）、

「新張鉄炮之目付」に足輕一人（八兵衛・格左衛門）が任せら

れた。鉄炮鍛冶は今後鉄炮細工屋敷内に住居すべきとされ、

「鉄炮張り出し格式之覚書」「鉄炮細工所之格式之覚書」

「鉄炮細工人身体相続之道筋を令書載候覺書」「台師へ申付

候覺書」計五通（いずれも郡奉行から渡されたもの）を一冊に

まとめ箱に入れ保管し、毎月一回集まつて読み合させ、

「格式」及び「道筋」を忘却しないようにすべきことが命

じられた。また、小田孫三郎と伝七が堺で鉄炮製造技術を

学んだ際の覚書を一冊にまとめた郡役所に保管する正本の

写しが細工人中へ渡され、先の一冊を入れた箱に入れ保管

すべきこと、その箱は細工人六人の内から月番を決め、そ

の家に保管し、毎月一日に次の番の者に渡すべきことが命

じられた。鉄炮細工人に対する保護と統制がいかなるものであつたかが推察されよう。

次に鉄炮細工人によつて製造された鉄炮の郷村への配備とその保全・管理の方法について述べてみよう。新造の鉄炮は、従来、府中の郡役所で八郷ウタマラヤ⁽³⁾奉役に一郷ごとにまとめて渡し、奉役からその郷の村々の持ち主（給人・足軽、獵師および新獵師）に渡していたが、これでは奉役の処置によって渡し方の適否が左右されるので、給人・足軽のみ直接渡すこととし、獵師・新獵師には必要な場合のみ、その村の鉄炮預かり主から渡すようにすることとされた。この獵師・新獵師に与えられる鉄炮の預かり主には、獵師・新獵師二五人に一人ずつ給人・足軽が任じられたが、給人・足軽のない二五村（豊崎郷一、伊奈郷四、三根郷四、仁位郷一、与良郷一五）は、肝煎を一代限りの足軽とし、鉄炮預かり主とした（全島では預かり主三人の村が三、一人の村が一九、その他の村はすべて一人であつた）。その子も能力があれば、父親と同じように申し付けることとし、この足軽格の肝煎は、肝煎役を交代した後も一生足軽格とされた。鉄炮預かり主を勤める無役の給人には一ヶ年銀一五匁が、同足軽には銀一〇匁が合力銀として与えられた。八郷の獵師・新獵師の鉄炮の預かり主一三五人のうち、七三人は奉役及び下知人、五人は山廻り役と川役を勤める給人、二三人は無役給人、

四人は肝煎足軽、五人は無役足軽、二五人は足軽格の肝煎であつたが、鉄炮預かり主の無役給人も山廻り役および川役と同様に試官番が免除され、また、鉄炮預かり主の足軽および足軽格の肝煎は、鉄炮預かり主を勤める間は送公役人足が免除されることになつた。獵師・新獵師は三月から八月は一ヶ月に二度、九月から二月までは一ヶ月に一度、預かり主の家に行き、鉄炮の保全を行ふこととされた。ただし獵師・新獵師でも自分で購入した鉄炮は自分の家に保管し、上の例にならつて保全することとされた。鉄炮のうち一両筒（玉の重さが一〇匁、口径は一八・七ミリメートル）には一挺につき玉八〇発、一匁八分から三匁三分までの筒（三匁筒の場合、玉の重さが三匁で口径は二一・五ミリメートル。このクラスが火縄銃では最も多い）には一挺につき玉一〇〇発を備えることとされ、それに必要な塩硝一斤及び鉛一斤半は、それぞれ十分に枯らした竹筒に入れ、それを芋の小繩で作つた編み袋に入れ、肩から脇の下に回して緒を結び、竹筒を背に負うように持えておくことも命じられている。塩硝は普段は損じないようく小瓶に保管された。なお、「殲猪」の際に必要とされた塩硝は三右衛門が調合したが、彼は宝永三年に人口統制である「旅人吟味」が始まつた際にそれが家業となつた。試射用の塩硝の調合は鉄炮細工人が三原半左衛門に習つて行つていたが、今後郷村で必要とする塩

硝の調合は自前で行うようにしたいので、隠居した獵師のうち一、二人に半左衛門より習わせることとするが、三右衛門から購入するというのであればそれでもよいとされた。新造の鉄炮は、府中から最も遠い最北の豊崎郷より後述する定数のとおり新獵師を仕立て、佐護郷、伊奈郷、三根郷、仁位郷、堀切（大船越）より上の与良郷、豆駿郷、佐須郷、堀切より下の与良郷の順で配布するとされた。

本節の最後に郷村での鉄炮装備の定数について述べてお

こう。宝永七年（一七一〇）秋に八郷より報告された二〇歳以上六〇歳以下の病人などを除く男子の数はほぼ三九〇人、その三分の二の二六〇〇人に鉄炮を持たせる計画であり、この二六〇〇が郷村における鉄炮装備の定数とされた。後述するように、鉄炮装備の者一人と彼らの食料や水を持つた者一人の三人一組が、基本的な最小戦闘単位となるのである。こうして各村（全島で一〇九、枝村四）の鉄炮装備の定数と実際の給人・足軽・獵師の数、定数と実際の数の差である新たに仕立てるべき新獵師の数が算出されている。各郷ごとの数を紹介すれば、豊崎郷は鉄炮定数二七三、うち給人五九、足軽七、獵師九九、新たに仕立てるべき新獵師一〇八、以下この順で佐護郷は二五三、三一、一五、一二八、七九、伊奈郷は四三四、三六、七、二三六、一六五、三根郷は二六三、一二、一五、一三〇、一〇六、

仁位郷は三三三、三九、二三、一一〇、一五一、与良郷は五〇五、五八、一三、八八、三四六、佐須郷は二三三、二〇、六、七九、一一七、豆駿郷は八五、一六、一、二三、四五である。以上の各郷の鉄炮定数を総計すると二三五八であり、この約一割の二四二を一〇歳以上の嫡子として付け加え定数の二六〇〇になるとされる。新獵師は百姓の中から選定し、府中侍の在郷の被官、名子、下男から選ばないこととされた。

配備の現状と今後の展望については次のようによべられている。宝永八年（一七一二）正月、八郷奉役に命じて行われた鉄炮改めの結果は、自前の鉄炮が一一五八挺、自前の損じ鉄炮が九六挺、郡役所より渡した鉄炮が二四四挺であり、使用可能なものは一四〇二挺である。来る三月久田にて試射予定の鉄炮は一六二挺（うち四分の三を使用可能とする、①、前年の新造鉄炮のうち郡役所に残っているものは一六挺 ②、本年新造予定の鉄炮は七〇挺 ③、本年堺より購入する鉄炮は三挺 ④ であるから、本年中に郷村に渡す鉄炮は二〇〇挺余となる ①②③④の合計）。したがって、宝永八年（四月、正徳と改元）中には郷村に一六〇〇挺余の鉄炮を配備できることになる。その後、一年に七〇挺ずつ製造すれば、一四年後には二六〇〇挺の定数を満たすことになる。それ以後は、一二八、九分より三匁一、

三分までの筒は一両筒に替えるようにし、一両筒が二六〇〇挺ゆきわたった後には、粗製のものを總鋼巻の筒で台・金具も念を入れて製作した精製のもの（例えば七〇挺の費用で三〇挺製作するという具合に）に替えていくようとする。いずれにせよ構想がこのような展望を持ったものであったことに留意しておきたい。

二 郷村における防衛軍の編制と戦闘形態

近世にあつては特異な防衛構想を対馬藩が策定するに至つた理由は、既に指摘したように、国境の島、対馬の地理的位置により幾度となく外寇を被つた歴史と山国ともいえる自然的条件により正規軍である府中の侍の軍勢を短時間に島内各地に移動しえないことであつた。この点について少し詳しくみてみよう。対馬が外敵によって侵略された歴史が、「御国は日本の西北の邊徼にて候故、寛平六年（八九四、二月から五月にかけて、新羅の賊が対馬を襲うが、九月に撃退する）、文永十一年（一二七四、元寇「文永の役」）、弘安四年（一二八一、元寇「弘安の役」）、康応元年（一二八九、二月、高麗の兵船一〇〇艘が対馬を攻め、兵船三〇〇艘と海岸の家屋を焼き、俘虜一〇〇余人を奪う）、応永二十六年（一四一九、「応永の外寇」）之通りに、外国より兵船を差越し候儀、此後有之間敷とは

可難極候^④と振り返られ、特に弘安四年の悲惨な状況が次のように指摘されている。

昔弘安四年に高麗之賊船侵し來り候節、賊徒陸に上がり候て見合ひ候者を斬り殺し候故、人民妻子を引連れ深山に逃げ入り候得者、賊徒小兒之啼き声を聞き山中にも攻め入り、啼声を止め候為に小兒を差殺したる者も有之候由

また、対馬には賊船の侵入しうる浦々も多いが、山国でもあるため、賊船発見の注進を受け府中から軍勢を派遣しようとしても、侵入した浦によつては一日ないし四日もかかってしまう。それに「府内（府中）の侍衆は平場手詰之働くこそ田舎之者に勝れ可被申候、甚險阻成る山坂を立働き、雨露風霜も凌ぎ候て、数日昼夜山之高みを守り候儀など田舎の人の様に被勤候は、十人に一人も有兼可申候」であるから、「郷村之人民、府内之武備計を頼みに致し居候は、誠に不用心成儀にて可有之候」。それゆえ、郷村の農兵による防衛が必要とされたのである。とはいへ、郷村の防衛軍の中核となるべき在郷の給人・足軽は少数であるから、賊徒が大勢で侵攻してきた場合には、三、四郷の給人・足軽および農兵だけでは賊徒を退けることは不可能であろう。したがつて、郷村の防衛軍が賊徒を防ぐのは、府中から派遣される正規軍が到着するまでの時間稼ぎが主たるねらい

とされた。

以下、郷村における防衛軍の編制と具体的な戦闘形態について、「鉄炮格式會議條目」下巻の「八郷之鉄炮にて変に応ずる仕形之事」を中心に見てみよう。

【賊船の発見と村々への通報】遠見番の人足は三人、各村の火の番は二人とする。賊船を発見した時には、遠見番の三人は遠見番所の左・右・後方の村々にそれぞれ知らせ、当番の給人は兼ねての手順通りに府中に注進するようにする。遠見番所の左・右・後方の村は、賊船発見の報が届いた場合には、直ちに火の番一人と通報に来た遠見番の一人が鉄炮を小高い所で連続して発射し、村人に急を知らせる。他の火の番は後方の村に通報に行くようにし、以下これに準じて順次連絡していく（具体的には述べられないが、各遠見番所から村々への通報体制が確立していたことは以上より明らかである）。

【戦闘準備】賊徒発見の報があつた場合、野山の働きをしている村人は直ちに村に帰り、村中の婦女、一六歳から一九歳の男子および六一歳から六四歳の老人は、六五歳以上の老人や、子ども、病人などを連れ、当面の穀物と衣服を背に負いあるいは牛馬に載せ、後方の村に退くようにする。鉄炮を持つ者は火打袋と玉薬の早込め（「早合」ともいう。一発分の玉と火薬が入ったもの）を首にかけ、玉薬の入った竹

筒を背に負い、当分の食物を入れた包みを鉄炮に結びつけて肩にかけ、余分の火縄は結んで腰に付け、あらかじめ決めておいた浦の左右の山の要害を持ち固める。鉄炮を持つない者は大麦粉と蕎麦粉（これらを水で溶いたものが戦時の食料である）を袋に入れ、自分と鉄炮を持つ者二人の簞笠を一つに結んで背に負い、大きな竹筒に水を入れ肩にかけ、鉄炮を持つ者一人に鉄炮を持たない者一人が常に付くようになる（この三人が基本的の最小戦闘単位である）。病気等により人数が足りない場合は、「鉄炮持」の数は減らさず、「兵糧簞笠持」の数を減らすようにする。正徳二年（一七一二）一二月に成った訥庵の「口上覚書」の下巻には「鉄炮格式會議條目」所載のものをコンパクトにした「対州の郷村に外国の賊船侵し来り候節の防禦の仕方」が載っているが、そこでは鉄炮持ちには脇差しの差し添えに薙鎌を背中に差させ、兵糧持ちには脇差しの差し添えに手斧を背中に差させるよう指示されている。また正徳年間に成ったと推定される訥庵の「対韓雜記」にも、ほぼ同様の「我州郷村農兵を以寇をふせぐの大略」が載っているが、そこでは「兵卒着用の衣服は、草の枯る時分は黄なる衣を着し、草の青き時分は青き衣を着せて、兵庫の在所敵より見まがふやうに」すべきであると注意されている。

【緒戦の戦闘形態】あらかじめ郡奉行とその郷および隣

郷の奉役・村下知人の検分によつて、鉄炮を撃ちかけやすい峰を浦と村の左右にそれぞれ一ヶ所ずつ計四ヶ所定め、この四ヶ所の峰は郷中や隣郷の者たちに周知徹底しておき、四ヶ所の峰に登る道も浦や村からは見えない所に取りつけておくようとする。賊船が侵入してきた際には、村の戦闘員を二手に分け、先ず浦の左右の峰に登り賊船からは見えない所から鉄炮を撃ちかけ、賊徒が上陸してきた場合には、浦の左右の峰から退き、村の左右の峰に登つて鉄炮を撃ちかけるようにする。在家を奪われまいとして、浜辺または在家より賊徒に鉄炮を撃ちかけるのは、要害の利を失つてしまふことになるから、必ず村里の左右の峰から鉄砲を撃ちかけるようにする。賊徒が二、三町まで近づいたとき発砲する。したがつて、鉄炮の町目當（照準）は二町目當三町目當にしておく。筒（銃身）を損じかねないので、鉄炮の「薬込み」（発射火薬）は一匁を越えないようにする。

賊船が五、六ヶ所の浦に侵入した場合も、その郷または隣郷の人数を寄せれば鉄砲は千挺程はある筈であるから、賊徒が一〇ヶ所の山に陣取つても、一ヶ所を攻める鉄砲は百挺はあるであろう。

【賊徒がさらに侵攻してきた場合の戦闘形態】賊徒が村を焼き、谷に入り山を登つて来るような場合には、村の左右の峰を放棄し、登つてくる道の上手の峰を堅め、鉄砲を

撃ちかけ、石を転がし、夜中には、半数は簍笠で頭を覆い簍を身に巻いて眠り、半数は賊徒の火縄の火を目当てに間断なく鉄炮を撃ちかける。道の上手の峰々を持ち固めている時、賊徒が山下より火を放つた場合には、峰からも火を放ち、峰に火が移らないようにする。賊徒が二手に分かれ、一手が道の上手の峰々を攻め、他の一手が本山の方の高みに上つて様子を見るような場合は、すばやく道の上手の峰々を棄て、峰伝いに本山の方に移動し、本山の高所または大木や岩の陰から鉄砲を撃ちかけるようにする。賊船が侵入してきた浦々の左右の山に賊徒が陣取り、賊船に鉄砲を撃ちかけることができない場合は、近辺の地理を知った者を物見（斥候）に出し、賊徒が陣取つてゐる山を見極めさせ、賊徒からは見えない山道から賊徒のいる山まで二、三町の所の小山まで近寄り、小山の上から賊徒に鉄砲を撃ちかけるようとする。隣郷から駆けつけた加勢が側面の峰々から撃ちかけ、賊徒が防ぎかね退くならば、峰伝いに追いかけ、賊徒が浜に下りたなら、浦里の左右の峰々を持ち堅める。賊徒が一人でも乗船せず浜に残つてゐるならば鉄砲を撃ちかけ、全員乗船した場合は、出船の逆風であれば撃ちかけず、出船の順風であれば昼夜を分かたず撃ちかけるようとする。賊徒が全員乗船しても、出航以前には手前の人數を一人でも村里に下ろしてはいけない。また、賊

徒が本山を攻め取りえず、峰伝いに尾崎に下りようとする場合、例えば敵勢五〇〇人のうち一〇〇人か二〇〇人を尾崎の峰の本山から見えない所に伏せておき、賊徒を追つて尾崎に下りた者たちが突然その伏兵に出会うようなこともあるだろうから、賊徒を追つて行く際には、尾崎に下りないうちに小峰でもあれば、その小峰から四、五町（約五〇メートル）の所に手前の人数を潜伏させる。そして、そのあたりの地理をよく知った村人に脇道づたいに尾崎に行かせ、手前の人数が潜伏している外側に賊徒がないかどうか尾崎から見届けさせ、鉄炮の合図によつて連絡を取るようにする。賊徒がいるという合図があつた場合には、手前の人數を分け、一手を脇道から尾崎の高地に送り、敵の伏兵からは見えない所から一齊に立ち上がりて伏兵に鉄炮を撃ちかけ、伏兵もすべて浜に下りたことを見極めたうえで、段々と峰伝いに尾崎に下り、浦里の左右の峰を持ち堅める。近辺の峰を全賊徒が引き取り乗船した後の警戒もこのようにする。

【賊徒に遭遇して後退する場合の戦闘形態】一〇〇挺の鉄炮で賊徒に撃ちかける場合、賊徒が山を下り味方が上つている小山に攻めかかつてきただならば、味方の人数を二手に分け、五〇人を後方の山の手前一町程の所に潜伏させ、賊徒が一町程の所に進攻してきた時、前方の五〇人が鉄炮

を撃ちかけるようにする。賊徒が一町を過ぎてさらに進攻してくるならばすみやかにその場を退き、あらかじめ潜伏させた五〇人の後方一町程の峰の所で待ち受けさせるようにし、順次このようにして峰伝いに本山の方に後退するようにする。また、斥候を出す場合、突然賊徒と遭遇することもあるだろうから、斥候は一組一〇人とし、各自に鉄炮を持たせ、その半分の五人は三〇間程（約五〇メートル）先行させるようにする。先行の五人は賊徒と遭遇したならば素早く後退し、後行の五人のいる所よりさらに三〇間程後方に伏せ、賊徒には後行の五人が鉄炮を撃ちかけ、賊徒が進攻し三〇間程の所を過ぎたならば、後行の五人は先行の五人が潜伏している所よりさらに三〇間程後方に退き、順次このようにして本山の方に後退するようとする。

【雨中の戦闘など】火縄銃は基本的に雨中の戦闘に相応しいものではないが、降雨の際の射撃についても次のように留意されている。あらかじめ樟腦一〇匁と白塩硝一匁に水をひたひたに入れて煮溶かし、冷えないうちに火縄を浸して日に干し、これを二回繰り返して乾燥させたものを、降雨の際の火縄に用いるようとする。また、引茶（抹茶）あるいは五倍子粉でも口薬（点火用の火薬）入れのような物を入れておき、火皿の口（火口）の上をそれらで覆うとともに、茅や柴で長さ四尺厚さ一尺程に編んだ物を平らにし

て笠の上に載せ、火口に雨のかからないようにして撃ち放つようとする。また、数多く射撃して鉄炮の筒が熱くなつた時には、米酢を小さな竹筒に入れ、腰に付けておき、時々布きれにその米酢を浸して熱くなつた筒に塗るようとする。

【補給】竹筒の水がなくなつた場合には、賊徒に見えない谷の水を、鉄炮を持たない者たちに汲ませ、兵糧・玉薬・火繩などがなくなつた場合は、その村の本山や谷奥の小屋かその郷の本山の高い峰に設けた郷蔵から鉄炮を持たない者たちに取り寄せさせるとともに、賊船が侵入してきた後方の村々の加勢の者たちからも補給するようとする。また、尾崎の山下にある村々の小屋は、谷奥に移したとしても村から近いであろうから、そのような村に賊徒が侵入し、村の戦闘員が左右の峰から撃ちかける鉄炮では防ぎかね、隣村の本山続きの峰に後退した場合には、その谷奥の小屋を賊徒が焼き払うこともあるであろう。したがって、小屋に収納する物のうち兵糧・玉薬・火繩や小屋の主にとつて大切な物は、賊徒を浦里の左右から防いでいる間に、戦闘員を防ぎ候には要害之高み数ヶ所を鉄炮数多にて持堅、上手は稀れに候ても、大勢之賊徒之内に玉数を打込候段利用多筈に候故」「二町の町打ちの際に二間角の幕にも当たらず、三町の町打ちの際に三間角の幕にも当たらず、左右上下に一、三間ないし四、五間ずれたとしても」賊船又は聚りたる賊徒之内には打込候積りにて候故、五十間・六十間之処を細に打候上手少々有之候よりは、二町・三町之所にて十間角程之内に打込候鉄炮数多く有之候方増にて候、村々下知役ケ様之道理を心得居被申候様に可被申聞候」と極めて実践的な指針が

村々との共同行動が円滑に行われるよう事前によく打ち合わせておくべきこととして、次のように指摘されている。村々にある小屋（住居）は、その村の元山の谷奥の要害の地に一〇軒程ずつ移し、番屋には名子を置き、郷蔵はその郷の高山の山頂に移し、番人として名子を置く。村には常用の穀物・衣服・家財だけを置き、兵糧は火を必要としない大麦粉と蕎麦粉にして、小屋にも郷蔵にも貯えておくようになる。また、村々で硝石を取り、郷蔵に貯蔵しておいた硫黄・鉛（正しくは木炭）によつて火薬を作り、鉛を溶かして玉を作り、火繩を揃え、それらを小屋や郷蔵にも貯蔵し、定められた数量を各戦闘員に配備できるようにしておく。

戦闘員に求められる射撃能力については、「賊船・賊徒を防ぎ候には要害之高み数ヶ所を鉄炮数多にて持堅、上手は稀れに候ても、大勢之賊徒之内に玉数を打込候段利用多筈に候故」「二町の町打ちの際に二間角の幕にも当たらず、三町の町打ちの際に三間角の幕にも当たらず、左右上下に一、三間ないし四、五間ずれたとしても」賊船又は聚りたる賊徒之内には打込候積りにて候故、五十間・六十間之処を細に打候上手少々有之候よりは、二町・三町之所にて十間角程之内に打込候鉄炮数多く有之候方増にて候、村々下知役ケ様之道理を心得居被申候様に可被申聞候」と極めて実践的な指針が

指摘されている。ちなみに、宝永八年一月に各郷ごとに行われた八郷町打ちの状況は次のとくであった。(一) 内村はその郷の町打ちが行われた村である。豊崎郷(大浦村)は参加鉄炮総数二〇一、うち星当たり〇、角当たり一、幕入り三八、以下この順で、佐護郷(深山村)は一二五、〇、四、四六、伊奈郷(仁田村)は二九九、三、三、七六、三根郷(三根村)は一七六、〇、四、二四、仁位郷(仁位村)は一九五、二、三、五一、府中より北の与良郷(鶏知村)は一六八、〇、三、三三、府中より南の与良郷(豆駒村)は五〇、〇、一、九、豆駒郷(同じく豆駒村)は五〇、〇、〇、九、佐須郷(小茂田村)は一四〇、一、三、三八であり、八郷全体で参加鉄炮総数一四九四のうち星当たり六、角当たり二三、幕入り三三四、幕の上下左右に届いたもの九一、届かないものなどは二三一であった。

三 「郷中用銀」(鉄炮製造資金)をめぐつて

元禄一三年(一七〇〇)冬から開始された「殲猪」の経費は、同年から新たに取り立てが始まった「薪代半メ増しの銀」であつたが、宝永二年(一七〇五)に鉄炮製造が開始されて以降はその資金としても用いられ、同六年春に「殲猪」が終了して以降は、全面的に鉄炮製造資金に運用され

た。しかしこれだけでは鉄炮製造資金としては不足したので、宝永一年から「触番残り薪壳払い銀」を取り立てるごととし(宝永一年から同六年までの平均入高は六貫一一匁余)、さらに宝永二年と翌年の二年間は「他国売出し大豆代一割銀」も徴収した。これらを併せて「郷中用銀」という(宝永一年から同六年までの平均入高は二二貫九一五匁余)。

郷中用銀の支出費目は「鉄炮入目」「弓之入目」「郷藏之糲調ヘ代」「触番薪置所之番人給分」(以上「払捨り銀」)およびこれ以外の「當時借し」とされた(「殲猪」に関する経費は宝永六年のその終了により既に消滅)。「當時借し用銀」は、頼みにしえる親類縁者などもなく自力では医者を呼ぶこともできず薬用の朝鮮人参も購入できない急病人や負傷者に貸し渡すものであり、「不時に不仕合せ成る儀」が生じた場合や、「牛馬・船・農具等調ヘ用銀」としても貸し渡された。宝永七年の郷中用銀の「払捨り銀」四費目の支出額は、鉄炮入目が九貫五五〇匁程、弓の入目が二三五〇匁、触番薪置所番人給分が一一〇匁の計一〇貫程であった。そして、郷中用銀の入高が一〇貫を超える場合(正確には余分が三〇〇匁以上二貫以内)は、翌年その半分で「用心糲」(郷藏に貯蔵する糲)を購入し、残り半分で足輕・獵師・新獵師の鉄炮用の鉛・塩硝・樟腦などを購入することとし、余分が三〇〇匁以内の場合は以上の支出をせず翌年に積立て、二

貫を超えた分もそのようにすることとされた。余分を積み立てたものを加えても一〇貫に満たない年は、不足分を八郷に割り当てるのこととされたが、宝永一年から同六年の間で一〇貫に満たなかつたのは、八貫四三二匁余の宝永一年のみであるから、そのような年は稀であると指摘されている。

しかし、新たに郷中用銀を百姓から取り立て、それを鉄炮製造資金にすることについては、強い不満と多くの批判が存在した。宝永八年一月に八郷奉役に渡された町打ちにに関する覚書でもわざわざこの問題が次のように取り上げられている。

郷村之武備之入目逆、百姓より臨時に郷中用銀を出させ候段、迷惑成事と存居候者も可有之候、不図海賊侵し來り候節有之候ても、府内へ之注進相達し、府内より御人数を被差下候には、郷に依り一二日も三四日も掛候筈にて、郷村之武備相立ち居不申候ては、府内より被差下候御人數到着無之前に、其郷其村之者共如何様成重き難儀に及可申も難量事に候、尤も郷村之武備は上之御銀にて御立可被下御事共可存候得共、御国・基肄・養父之御年貢公役銀にては、御家中之御扶助にも足り不申、朝鮮國との交易之御所務を以御足し被成儀に候得者、交易之御所務多き時節には、郷村之武備

を御銀にて御立被下候儀成り候ても、交易之御所務少き時節には、御家中之御扶助さへ定り之通りには不被成下候故、郷村之武備を御銀にて御立て可被下様無之、武備之儀は毎年之定格有之、永々致相続候様に成り不申候ては、相立ち申ものにて無之格に付、郷中用銀を取立て候て、鉄炮之入目に當て候、八郷三千四百軒之内、譬へば百姓之家二千五百軒有之候得者、一軒より一ヶ年に五匁宛出し候て、鉄炮之用銀相定り候積りにて候、薪代半メ増之銀にて猪追詰め相済候後は、触番残り薪売払代銀と兩様を第一鉄炮用銀に備へ、（中略）一軒より一ヶ年に銀五匁づ、出し候は、郷村之武備に成り候を、難儀成出し前と可申事にては有之間敷候郷村の武備を調達する経費は本来藩財政より支出すべきであるが、他藩と異なる対馬藩の事情（朝鮮貿易の利益が年貢・公役銀と並んで不可欠の収入とされていること）と郷村の武備を調達するための条件（必要な経費を貿易の利益のように不安定なものからではなく毎年定額を調達えること）の二つの理由によつて、郷中用銀の徵収が正当化され、一軒当たり一ヶ年に銀五匁支出することによつて郷村の武備が確立するのであるから、難儀というわけでもないだろうと示達されている。そして、「百姓共之心には今程日本外國共に靜謐成時代にして候故、郷村之武備迄被立置候には及び間敷と可存候得共、

静謐に無之節に及候て武備を立て候事の成り申ものにて無之、武備は静謐之時に立置候物にて候」と説諭されている。

しかし、郷中用銀に対する不満と批判は以上のように奉役への覚書の一端でふれればそれですむという程度のものではなかつた。「鉄炮格式僉議条目」の末尾にある「郷中用銀出入道筋之事」ではまさにこの問題が正面から取り上げられている。前任の郡奉行から現任の郡奉行への申し継ぎの冒頭に、「郷中用銀を薪代半メ増し之銀、触番残り薪売払代銀兩様にて取立て、右之郷中用銀を多くは鉄炮之用に払出し候段、御郡中之百姓尤と存候者は一人も有之間敷候」と書かざるをえないほどの状況が示され、続いて郷中用銀に対する批判の要点が次の三点にまとめられている。

①薪代半メ増しの代銀は、直接薪を切り出した百姓に与えるべきである。そうすれば公役銀に当てることもできるし、自分で使うこともできる。それをせず、取り立てるのであれば、牛馬を購入する資金や船を建造する資金等として百姓に渡すべきである(先にふれた「當時借し」がこのようない批判に応えたものであることが判る)。

②鉄炮の数が以前ほどなくとも、猪による被害がなくなつたのであるから差し支えないし、鹿を狩り鳥を撃つ鉄炮は、以前の半分か三分の一あれば十分である。また、獵師鉄炮の数が減じては差し障りがあるといいうなら、獵

師八八三人の鉄炮のみ製造すべきである。獵師八八三人の損じ鉄炮を新造のものに替えるためには、近年の新造鉄炮で十分である。今後、損じ鉄炮や古くなつた鉄炮を新造の銃に替える場合には、毎年堺から一〇挺でも二〇挺でも購入して渡せば、八八三の獵師鉄炮が減ずることはないだろう。

③毎年七〇挺の鉄炮製造のための経費を郷中用銀から支出することとし、薪代半メ増しの銀では足らず、触番残り薪売り払い銀をも取り立て、以前二、三〇〇〇疋ですんだものを三五〇〇疋に定め、四ないし八貫分の薪を臨時に切り出させ、あるいは代銀納を命ずるとすると、両者合わせて六ヶ年平均一二貫九〇〇匁余り、現在納入している公役銀の実に二割に近い銀を新たに出すことになる。「困窮村」の百姓は公役銀の納入にさへ難儀しているのであり、その上二割に近い銀を新たに出すといふのであれば一層困窮することになろう。

そして、「御郡中之武備を立候逆新張り鉄炮を相渡し、新獵師を仕立申事に候はゞ、上より御銀を御出し被成候様に可申上事に候、臨時に百姓より出させ候て郷村之武備を立て候と申儀は、何れの国にも有之間敷候」という不審が奉役や村下知人から提出された場合の返答案が、前任の郡奉行という立場から示されるのである。ここでも先に見た奉

役への覚書に見られた主張が繰り返されるが、新たに次の

点が主張される。対馬は他国と異なり、年貢・公役銀・諸運上銀を合わせても、家中の扶助にさえ足りず、朝鮮貿易の利益によりその不足を補つており、このようなことは他国にはないことであるから、「御國之御郡役之下知には、他国に無之事を取行ひ不申候て不叶儀も有之筈にて候」。

そして「郷村之山に生じ候薪を郷村之百姓共伐り出し候代銀は、田畠に生じ候穀物を売払候代銀と同じ心にて、土地人民より出し候実利にて候故、郷村之武備之用銀を右薪代之内より取立て申儀に候」と指摘され、「土地人民より出しへ候実利」の処分権は藩にあると述べられるのである。極めて鮮明な領主的立場に基づく主張であるといつてよい。

そして、前引の覚書の場合と同じように、「武備は乱世之事と相観へ居る人は、御郡中武備之相立ち候下知を譲り候て、凶年を招き無用之費を仕候と申由に候、百姓共の左様に申候は咎め申には不及候にても、知行を致拝領給人之名を蒙り居候人は、右之通りに申候は、甚不心得なる事にて可有之候、武備を乱世之儀と覺へ居候は、養生を病氣差出候時計之儀と覺居類にて可有之候」と述べられ、平和時ににおける武備の整備こそ緊要であることが指摘されるのである。

さらに、新造の鉄炮の郷村への配備は農事にも役立つこと

とが次のように述べられる。

百姓之手前より臨時に取立候銀にて鉄炮を張らせ、獵師を望不申者をも新獵師に仕立候と、百姓出し候銀にて張らせ候鉄炮を損じ鉄炮所持之給人衆にも相渡候段は、百姓共快く存不申筈にて御座候得共、新獵師相増候て鉄炮之数多く成り、作物の種を拾ひ候雉子を一人一ヶ年に一ツ二ツ宛打候ても、作毛之為に其身之益有之、種物を拾ひ候逆、麦畠之藻（肥料）を引出し候鴉を威し候も、鉄炮數多く成候ては其分之益有之、小知行之給人衆身体不勝手にて、当分損じ鉄炮之仕替へ成り兼、生長之嫡子持用之鉄炮を調へ渡し候儀成り兼候に、新張鉄炮を渡し候ては、是又雉子を打、鴉を威し候鉄炮増しに成り候故、郷中用銀を鉄炮之用に払出し候分は、郷村作毛之為に成り候道筋相見へ申候

おわりに

陶山訥庵によつて宝永八年二月にまとめられた「鉄炮格式僕議条目」に示される対馬の防衛構想は、既に述べたように、第一に武士に止まらず百姓にも当時になつては大量の鉄炮を支給し⁽⁶⁾、鉄炮を装備した農兵が郷村の防衛軍の主体であること、第二に鉄炮を装備した戦闘員一人に補給を

担当する者一人を最小戦闘単位とし、地の利を生かしたいわばゲリラ的戦術を駆使すること、そして農兵の戦闘と府中の侍を主体とした正規軍による戦闘を結合することによって賊船・賊徒の侵攻から郷村を防衛するという特色をもつていたが、それは兵農分離体制下にある一八世紀初頭の日本にあつては瞠目すべき軍事構想であった。そしてそれは、対馬という九州と朝鮮の間にある島ゆえにしばしば悲惨な事態をもたらした外寇の歴史と、正規軍の編制拠点である府中から島内各地に正規軍を短時日に移動しえない山国とすら評される対馬の自然を踏まえたものでもあつた。

軍事構想の成否は鉄炮製造が計画どおりに行われるかどうかに先ずはかかっていた。他藩と異なる対馬藩の事情ゆえに、従来の藩財政では鉄炮製造資金を捻出することができず、新たな税（郷中用銀）を設けなければならなかつた。既に年貢と公役銀の貢納を課せられていた百姓への公役銀の二割に当たる新たな賦課は、繰り返し領主の立場からその必要性が説論されたとしても、百姓から見れば実質的には公役銀の引き上げにほかならなかつた。だから郷中用銀を百姓より納むる格は止まざると聞、吾が兄の寛容なるによりて、麓卒の吾が身ながら九年の間職事を勤むる事を得たり、其間の過失罪戾の吾が心に覚へたるもの、勝て数へがたき程に多けれども、百姓をして故なく特に錢穀を納めしむるの罪は覺へざりしに、彼の薪代銀に至りては、故なくして納めしむるに成り、老衰して死を俟つ計りなる時に及びて、此罪をも受得るなり、この罪は吾が兄も吾れと共に受け得るゆへに、嗣子を

次に引用する陶山訥庵の「祭平田類右衛門仁兄文」（平田類右衛門は共に郡奉行を勤めるとともに、義兄でもあつた）からは、その間の事情がうかがわるとともに、構想の策定とその実施に腐心した訥庵の無念さが強く伝わつてくる。

むかし吾が兄本州二郡の奉行たりしこと十余年なりしに、其初め兄と郡中作毛の害を論ずるに、野猪の害最も甚し、鹿これに次ぎ、雉是につぐ、因而百姓の売れ薪の代銀の内を年々奉行所に納めさせ、農隙に獵師百姓を使ふて、野猪の害を除かしむる費に當て、野猪の害を除きし後は、その銀にて獵師鐵炮を張らせ、鐵炮少き村々に段々分ち与へ、鐵炮の備の永久にして、鹿を狩り雉を防ぐに欠ぐ所なからん事を求め、吾が兄の世を辞せし後にも、其格の改まる事なかりしに、

近年に至り獵師鐵炮を村々に受る格は止みて、薪代銀を百姓より納むる格は止まざると聞、吾が兄の寛容なるによりて、麓卒の吾が身ながら九年の間職事を勤むる事を得たり、其間の過失罪戾の吾が心に覚へたるもの、勝て数へがたき程に多けれども、百姓をして故なく特に錢穀を納めしむるの罪は覺へざりしに、彼の薪代銀に至りては、故なくして納めしむるに成り、老衰して死を俟つ計りなる時に及びて、此罪をも受得るなり、この罪は吾が兄も吾れと共に受け得るゆへに、嗣子を

して酒を吾が兄の墓前に薦めしめ、此事を告げ申さしむることしかり。

註

(1) 私自身もかつて検討したことがある。「経世済民と心理学——陶山訥庵の研究——」(『長崎大学教養部紀要・人文科学篇』二四卷一号、一九八三)、「近世対馬と陶山訥庵——陶山農政の展開と挫折——」(長崎大学文化環境研究会編『環境と文化』、九州大学出版会、一〇〇〇) 参照。訥庵の事歴についても、さしあたりこれらを参照していただきたい。

(2) 享保一三年(一七二八)に成った訥庵の「農書輯略後語」には、「昔年郡役所より相談ありて編集せし鉄炮格式僉議条(目)」と述べられている。なお、以下、「鉄炮格式僉議条目」をはじめ訥庵の著作からの引用は、『日本經濟叢書』卷四および卷一三所収のものによる。引用に当たり、新字体のある漢字はそれに換え、読点の位置を改めた箇所がある。

(3) 当時の対馬藩の地方支配の系統は、郡支配—郡奉行(郡役)——八郷に置かれた奉役——各村に置かれた村下知人——肝煎であり、奉役および村下知人は在郷給人が、肝煎は在郷足軽もしくは公役人(本百姓)が勤めた。当時の対馬は北から豊崎郷・佐護郷・伊奈郷・三根郷(以上、上県郡)・仁位郷・与良郷・佐須郷・豆駿郷(以上、下県郡)の八郷と城下町の府中(府内)から成つており、百を超える村があつた。

(4) 防衛構想は「鉄炮格式僉議条目」では「外国」に対するものとされているが、後年の「農書輯略後語」では「西國筋の静謐ならざる時」が考慮されているから、雨森芳洲の孫であり訥庵に私淑した松浦桂川(一七三九~九二)が「鉄炮格式ニ賊徒追払候ト被記置候ハ、日本・朝鮮兩賊之事」(桂川答問書、『日本經濟叢書』卷二六)と理解するところであろう。また、訥庵と親交があり深く敬愛もしていた賀島兵助(一六四五~九七)の次のような認識も訥庵をはじめ郡奉行周辺に少なからぬ影響を及ぼしていたのかも知れない。

公方様(綱吉)御不徳に被成御座、天下之御政道不正、

今迄御世継も無御座候故、近年之中乱世に罷成事も有之と下々申候、因之其用心被成國も有之由承及候、亂世に成候而是朝鮮之御通交も只今之様には御座有間敷候、其上御国は米無之御国にて御座候故、何より米穀不足可仕候、然に只今之様に御逼迫被遊、侍百姓商人迄困窮仕居候而は、何事も調申間敷候間、何とぞ金銀御たくわへ被遊、侍百姓商人之困窮窮救被成、諸人奉心服候様被遊、其外乱世之御用心可被遊候、又近年は以前に替り長崎へ唐船大分來候に付、唐より本邦を窺申志にて御座候と風聞仕候、此段定而虚説にて御座候へ共、古も其例有之事に御座候へば、偏に虚説とも難極事に御座候、其上御国は本邦より朝鮮境にて御座候故、太平之世にも朝鮮に対しての御武備無御座候而不叶御事に御座候間、朝鮮よりも唐よりにても不団兵船來候時、御防戦之御軍法兼而御定置被遊可然御事(貞享四年、藩に提出された言上

(5) この場合、一方でそれが儒教的安民意識に基づくものでもあることが看過されはならない。

(6) ちなみに正徳二年(一七一二)土浦藩(土屋氏、當時八万五千石)が駿河田中藩(内藤氏)に城受け取りのため行つた際の「御武具観帳」によれば、最大口径の三〇〇匁筒一挺以下最小口径の一匁筒一挺までの計五〇七挺の鉄炮を装備している。最も多いものは六匁筒の二七〇挺、続いで一〇匁筒の一〇〇挺である(須川薰雄『日本の火縄銃²』、光云出版、一九九一、所引)。なお火縄銃に関しては所蔵吉『火縄銃』(雄山閣、一九八九)、須川薰雄『日本の火縄銃¹』(光芸出版、一九八九)および前掲の同²から教えること多かつた。

(7) 「農書輯略後語」には「郷村にての防禦の格を以府中にての防禦を考え、大略を今茲に記すなり」として次のような構想が示されている。府中の鉄砲を持つ人數を一五〇人に定め、その附人も一五〇人とする。鉄砲を持つ者には、上士・中士・下士及びその嫡男次男、六十人格の町人及びそれに準ずる平町人とその嫡男次男を当て、附人には上士の下男と六十人格に準じえない平町人と町人の下男を当て、下男を連れている者はその下男を附人とし、附人には刀脇差を差させる。以上の三〇〇〇人を五〇〇〇人ずつ六備え(大組)に分け、その中の一備えは旗本とし、三〇〇〇人を超える人は旗本に附屬させ、上士は旗本に入れる。その他の各備え五〇〇人は、五〇〇人ずつ一〇組に分ける。そのうち二五人は鉄砲を持ち、二五人はその附人とする。

(8) その後の状況の一端を紹介しておく。前述のように、構想では仁位郷の鉄砲配備数は給人三九、足軽二三、獵師一一〇、新獵師一五一の計三三三とされていたが、「豊玉町誌」(一九九二)第一編・第四章(執筆は長郷嘉寿氏)・第六節に引く仁位(信輝)家文書「仁位郷鉄砲改帳」によれば、嘉永七年(一八五四)の同郷の鉄砲数は、給人一〇〇、足軽三五、獵師一九〇、計三三五(自分持ち一〇四、預かり二二一)であり、給人數の一・五倍化もありほぼ計算数を達成している。『嚴原町史』(一九九七)第三編・第三章(執筆は森山恒雄氏)・第五節に引く美津島町「大浦望人司文書」によれば、天保二年(一八三一)の与良郷の鉄砲数は四一八挺(自分持ち一七一・預かり一四六)であり、構想の定数五〇五の八割強の達成率である。